



新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月15日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第22号**

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後								改 正 前							
別表第1（第3条、第10条関係）								別表第1（第3条、第10条関係）							
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	(略)	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第6項に規定する組合等	(略)	0.45パーセント	(略)			1	(略)	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する組合等	(略)	0.5パーセント	(略)		
1 の 2	(略)	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う中小企業等経営強化法第16条第1項に規定する中小企業者	(略)					1 の 2	(略)	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う中小企業等経営強化法第10条第1項に規定する中小企業者	(略)				

2	(略)	0.45パーセント	(略)
2 の 2	(略)	0.45パーセント	(略)
3	(略)	0.45パーセント	(略)
(略)			
5	(略)	0.45パーセント	(略)
(略)			
7	(略)	0.45パーセント	(略)
8	(略)	0.45パーセント	(略)
9	(略)	0.45パーセント	(略)
10	(略)	0.45パーセント	(略)
(略)			
13	(略)	0.45パーセント	(略)
14	(略)	0.45パーセント	(略)

2	(略)	0.5パーセント	(略)
2 の 2	(略)	0.5パーセント	(略)
3	(略)	0.5パーセント	(略)
(略)			
5	(略)	0.5パーセント	(略)
(略)			
7	(略)	0.5パーセント	(略)
8	(略)	0.5パーセント	(略)
9	(略)	0.5パーセント	(略)
10	(略)	0.5パーセント	(略)
(略)			
13	(略)	0.5パーセント	(略)
14	(略)	0.5パーセント	(略)

ト

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)～(10) (略)
- (11) 地域産業創造基盤整備事業 政令第3条第2項第1号に掲げる事業のうち、省令第36条第1号イに規定する地域産業の創造に関する計画、同号ロに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号ハに規定する認定支援計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの
- (12) 商店街整備等支援事業 政令第3条第2項第2号に掲げる事業のうち、省令第37条第1号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ハに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの
- (13)・(14) (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
17	別表第1備考第1号又は第3号から第9号までに掲げる事業のうち中小企業等経営強化法第15条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。

ト

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)～(10) (略)
- (11) 地域産業創造基盤整備事業 政令第3条第2項第1号に掲げる事業のうち、省令第36条第1号イに規定する地域産業の創造に関する計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号ニに規定する認定支援計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの
- (12) 商店街整備等支援事業 政令第3条第2項第2号に掲げる事業のうち、省令第37条第1号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ニに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの
- (13)・(14) (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
17	別表第1備考第1号又は第3号から第9号までに掲げる事業のうち中小企業等経営強化法第9条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
(略)	



